令和５年度　施設及び確認監査等事前説明会　概要

日時：令和５年５月 12 日（金）13 時 30 分～14 時 45 分
場所：松山市青少年センター３階　大ホール

1. 開会

2. 挨拶（保育・幼稚園課長　好光　慎吾）

3. 指導監査等の概要及びスケジュールについて【資料 1】
   - 指導監査等は「施設監査」「確認監査」「検査」の３つに分類される。
   - 施設・事業の類型で指導監査等の内容や担当部署が異なる。
   - 地方裁量型認定こども園は認可外保育施設としての立入調査を実施する。
   - 認定こども園は認定こども園としての認定基準の遵守状況を実地調査等で確認する。
   - 令和４年度から無償化の対象施設・事業である特定子ども・子育て支援施設等に対し、市が確認監査を実施している。
   - 施設・事業の類型ごとに監査スケジュールを定めた。

4. 令和５年度の施設監査及び確認監査の実施方針について【資料 2-1~2-5】
   - 実施方針は、監査等の方法を規定する実施要綱の中で、方針を示すようになっており、確認監査及び施設監査の基本方針と重点事項を定めている。重点事項の項目を実地調査で特に確認する。
   - 確認監査は、基本方針、重点事項ともに昨年度からの変更は無い。
   - 施設監査は、昨年度からの主な変更点として、重点事項の「事故防止・安全対策」に新たな内容を追加している。
   - なお、幼稚園、幼稚園型認定こども園は、施設監査の実施主体が県になるので、確認監査のみ実施する。

5. 施設監査及び確認監査の主な着眼点及び令和４年度の講評について
   【資料 3】、【資料 4】、【資料 5】
   - 国が示す各施設や事業に応じた指導監査事項の項目を着眼点としている。
   - 指導監査等は実施方針の重点事項を中心に確認する。

   ＜確認監査＞
   - 主な変更点等は特に無し。

   ＜施設監査＞
   - 主な変更点等は以下のとおり。
     - ➢ 事故防止・安全対策【変更・新規】
       - ✧ 指針の改正（R5.3.31）により、重大事故が発生しやすい場面での対策に関する規程が明記されたことから、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、自動車の運行等の場面で対策が講じられているか確認する。
       - ✧ 安全管理の徹底について、バスの事故等を受けて国から再周知を図ることとされたことから、子どもの出欠状況に関する情報の共有が徹底されているか等を口頭確認する。
     - ➢ 安全計画（※保育所（保育所型認定こども園含む）、地域型保育事業）【新規】
       - ✧ 国省令の改正により、安全計画の策定等が義務化されたため、安全計画を策定できているか確認する。

- ✧ 令和５年度は安全計画が未策定であった場合は「指導監査メモ」、内容に不備があった場合は「口頭指導」とする。
- ➢ 自動車を運行する場合の所在確認【新規】
  - ✧ 国省令の改正により、送迎用の自動車を運行する場合、ブザー等の安全装置を設置し、降車時の児童の所在確認が義務化された。
  - ✧ 安全装置は国が随時更新しているリストに掲載されている装置に限られることに注意が必要。
  - ✧ 安全装置の設置が令和６年３月 31 日までの経過措置があるため、令和５年度の実地指導では、未設置であっても指導の対象とならないが、早めの設置にご協力いただきたい。
- ➢ 業務継続計画【新規】
  - ✧ 国省令改正により、業務継続計画の策定等が努力義務化された。
  - ✧ 努力義務のため、未策定でも指導の対象とならないが、非常時でも継続的な運営を行うため、業務継続計画を策定してほしい。

＜令和４年度の講評＞

- ● 指導監査等での主な指導事項等を参考に、関係法令等の遵守状況を再度確認すること。
  - ➢ 特に、消火訓練及び避難訓練は両方とも毎月１回（幼保連携型認定こども園は年２回）行わなければならないことに留意すること。
  - ➢ 運営規程・重要事項説明書（入園の手引き）を最新の情報に見直しておくこと。

6. 施設監査及び確認監査の事前提出書類について【資料６】
   - ● 幼稚園型及び地方裁量型認定こども園と幼稚園は、確認監査に関する事前提出書類のみ提出する。
   - ● 幼保連携型認定こども園、保育所、家庭的保育事業等は、施設監査に関する事前提出書類のみ提出する。
   - ● 安全計画や安全管理、バス送迎等の項目を新規追加し、これに伴い、重複した項目の削除、軽微な追加や修正がある。ホームページに追加項目や変更点を注釈と赤字で記載しているので確認をお願いしたい。
   - ● 令和５年度の事前提出書類は、先述のとおり、項目の削除や追加等をしているため、令和４年度の事前提出書類を使用せずに、ホームページからダウンロードして作成すること。

7. 質疑・応答
   - ● 松山市社会福祉法人・社会福祉施設指導監査実施要綱第２条の改正について問われ、保健福祉政策課から、令和５年３月 31 日付の国要綱改正に合わせ、市要綱を改正したいと考えている旨、回答した。
   - ● 業務継続計画について問われ、保育・幼稚園課から、令和４年 12 月 23 日付「児童福祉施設等における業務継続計画等について」が発出され、「業務継続ガイドライン」やそのひな型が示されていること等を説明した。

8. 講話　【資料】

・表題：「保育施設の防災を考える～リスクの確認、災害対応のイメージ～」
・内容：松山市のこれまでの主な災害、ＢＣＰ（業務継続計画）の策定、
　　マイ・タイムラインの紹介　など
・講師：松山市 総合政策部 防災・危機管理課　災害対策指導監　島瀬　達也

9. 閉会